

個別事業 新旧対照表

時点修正前				時点修正後					
事業番号	事業名	事業内容	プランにおける目標等	事業番号	事業名	事業内容	プランにおける目標等	担当課	
<b>1 市民活動の促進および市民協働の推進に関する事項</b>									
(1) 市民活動の自立が促され、継続的な活動が行われるための環境の整備									
①	市民活動サポートセンターにおける市民活動支援	市民活動の拠点施設である市民活動サポートセンターにおいて、活動の場の提供や、市民活動や協働に関する情報収集・提供、相談対応などを継続的に行う。また、ウイズコロナを踏まえた新たな取り組みを支援するなど、社会情勢の変化に応じて、市民活動団体などに必要とされる情報提供や伴走支援を実施する。	利用団体数を毎年度720団体以上とする。	▶	①	市民活動の拠点施設である市民活動サポートセンターにおいて、活動の場の提供や、市民活動や協働に関する情報収集・提供、相談対応などを継続的に行う。また、市民活動団体などに必要とされる情報提供や伴走支援を実施する。	令和7年度までに、貸室や相談対応などの利用団体数を年間1,200団体以上とする。	市民局 市民協働推進課	
③	地域課題解決プロボノ活用	活動や組織運営上の課題を抱える地域団体や市民活動団体に、一定の専門性やスキル、経験等を持ち社会貢献活動に取り組みたいと考える市民(プロボノ)が関わり、協働で課題解決に取り組む仕組みをつくる。	毎年度1つ以上の地域や団体を対象に実施する。	▶	③	活動や組織運営上の課題を抱える地域団体や市民活動団体に、一定の専門性やスキル、経験等を持ち社会貢献活動に取り組みたいと考える市民が関わる協働の取り組みを促進するため、両者の円滑な協働に必要なノウハウ等の普及を目指した研修を行う。	研修実施回数を毎年度1回以上とする。	市民局 市民協働推進課	
⑥	コロナ禍における文化芸術支援	①コロナ禍に対応した文化芸術未来プロジェクト助成事業 地域の芸術家や市民団体、民間施設等から、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた文化芸術環境モデルとなる企画や事業を公募し、試行・推進するための助成を行う。	コロナ禍における先進的な事業に対して助成を行う(15件程度)。	▶		事業終了 (コロナ禍事業)	事業終了 (コロナ禍事業)	事業終了 (コロナ禍事業)	文化観光局 文化振興課
	コロナ禍における文化芸術支援	②安全・安心な文化活動のための協働・支援事業 芸術家・文化芸術団体、舞台技術者、行政等の対話の場やネットワークを形成し、文化芸術活動の再興に向けた協働基盤づくりを推進する。また、文化活動に携わる市民団体が、コロナ禍においても活動を行えるように、専門家の助言などの支援の充実を図る。	-	▶		事業終了 (コロナ禍事業)	事業終了 (コロナ禍事業)	事業終了 (コロナ禍事業)	文化観光局 文化振興課
	コロナ禍における文化芸術支援	③多様なメディアを活用した文化芸術創造支援事業 新型コロナウイルス感染症の影響により、活動の縮小や停止を余儀なくされている地域の文化芸術関係者の活動継続を支援するため、動画配信など多様なメディアを活用して市民に文化芸術を届ける創造的な活動に対し助成を行う。	多様なメディアを活用した文化芸術活動に対して助成を行う(200件程度)。	▶		事業終了 (コロナ禍事業)	事業終了 (コロナ禍事業)	事業終了 (コロナ禍事業)	文化観光局 文化振興課

個別事業 新旧対照表

時点修正前				時点修正後					
事業番号	事業名	事業内容	プランにおける目標等	事業番号	事業名	事業内容	プランにおける目標等	担当課	
(2) 持続可能な事業的手法等による地域の課題の解決の促進									
②	ストック活用型都市再生推進事業(せんだいリノベーションまちづくり)	都心のスモールエリアや地下鉄沿線のエリアなどで、低未利用地の不動産オーナーなどの協力を得ながら、民間による遊休不動産のリノベーション事業を推進することで、民間による新たなローカルコンテンツの創出を支援する。 また、上記エリアやその周辺エリアにおいて、事業者による公共空間でのにぎわいづくりに資する利活用事業が日常的に実施できるよう支援する。	令和5年度までに、民間による遊休不動産のリノベーション事業を3件実施できるよう支援する。	▶		他の掲載事業に統合	他の掲載事業に統合	他の掲載事業に統合	都市整備局 都心まちづくり課 市街地整備課 地下鉄沿線まちづくり課
③	まち再生・まち育て活動支援事業	地元住民や事業者などが中心となったエリアマネジメントの取り組みを継続的に実施できるよう、都市再生推進法人を目指すまちづくり団体の組織構築や体制強化を支援する。また、様々な制度の活用も視野に入れながら、公共空間などにおけるにぎわいを創出するイベントの開催や、質の高い空間形成のための維持管理の活動を支援する。	令和5年度までに、都市再生特別措置法に基づく都市再生推進法人を目指す「仙台市都市再生まちづくり団体」として、3件の認定を行う。	▶	②	都市の持続的な発展のため、地域の賑わいの創出を目指し、エリアマネジメント団体やまちづくり活動に取り組む団体などと連携し、地域の実情や特性を生かした魅力的なまちづくりに取り組むため、エリアマネジメントの自立的継続に向け、体制構築やその強化を支援するとともに、エリアマネジメント事業の実施を支援する。	都心エリアにおける個別アクティビティ(活動)の種類について、基準値以上とする。 ○基準値(令和5年度) 平日(定禅寺通9種類、青葉通4種類、宮城野通8種類) 休日(定禅寺通8種類、青葉通6種類、宮城野通5種類) ※10時、14時、18時台の3時間の合計	都市整備局 市街地整備課 地下鉄沿線まちづくり課 都心まちづくり課	
④	まちなかウォーカブル推進事業	都心において、多様な人々の出会いや交流が生まれる人中心の都市空間へと転換していくため、居心地がよく(巡り)歩きたくするようなウォーカブルなまちなか空間の形成を推進する。 道路や公園において、まちなかウォーカブルに関する改修や再構成を実施するとともに、人々の滞在環境を向上させる空間づくりに関するデザイン検討や社会実験などを実施する。 また、まちなかウォーカブル区域内の民間事業者による、公共空間と一体的に人々の滞在快適性を向上させる空間整備やイベントなどの事業の実施を支援するとともに、まちづくり活動に取り組む民間事業者などによる、道路や公園の占用特例制度の活用を推進する。	令和5年度までに、民間による公共空間での社会実験の延べ実施日数を30日以上できるように支援する。	▶	③	都心において、多様な人々の出会いや交流が生まれる人中心の都市空間への転換を目指し、居心地がよく(巡り)歩きたくするまちなかの形成を推進するため、まちなかウォーカブルに資する道路や公園の整備を進めるとともに、公共空間等利活用事業の日常化に向けた支援を実施する。	都心エリアにおける人の活動量(滞在者数×滞在時間)について、基準値以上とする。 ○基準値(令和5年度) 平日(定禅寺通10.25人・時、青葉通3.53人・時、宮城野通9.60人・時) 休日(定禅寺通17.58人・時、青葉通11.15人・時、宮城野通16.05人・時) ※10時、14時、18時台の3時間の合計	都市整備局 都心まちづくり課 建設局 道路計画課 公園管理課 公園整備課 財政局 本庁舎整備室	
(3) 市民からの提案に基づく協働事業の拡充									
②	市民協働事業提案制度	市民活動団体や地域団体、企業等から地域の課題解決や魅力向上に資する事業の提案を募集し、提案団体と市の関係部局の協働により、多様な主体が持つ専門性を生かした事業を実施する。	毎年度4件以上の協働事業を実施する。	▶	②		協働事業の採択件数を毎年度4件以上とする。	市民局 市民協働推進課	

個別事業 新旧対照表

時点修正前				時点修正後					
事業番号	事業名	事業内容	プランにおける目標等		事業番号	事業名	事業内容	プランにおける目標等	担当課
③	若者版・市民協働事業提案制度	若者にとって身近なまちづくりについて、若者団体から事業提案を募集し、市と協働で取り組むことにより、若者のアイデアを市の施策に取り入れ若者の発想を生かしたまちづくりを推進する。	毎年度3件の協働事業を実施する。	▶	③	ユースチャレンジ！コラボプロジェクト(若者版・市民協働事業提案制度)			市民局 市民協働推進課
(4) 協働の理解を広め、多様な主体間の協働を推進するための人材の育成									
①	ともにまちづくりを行う職員の育成	②協働推進人材育成事業 市職員をNPO等に派遣し、実体験を通じて市民活動や協働に関する理解を深める研修(NPO留学)などを実施し、多様な主体と連携や調整を行う能力の向上を図る。	-	▶	①			協働推進人材育成研修を年1回実施する。	市民局 市民協働推進課
2 政策形成過程への市民の参画の推進に関する事項									
(1) 市政に関する情報の公開の推進									
②	公文書館整備	保存期間が経過した公文書から歴史資料として重要な公文書を選別・保存し、広く市民に公開するため、旧貝森小学校校舎を公文書館に改修するとともに、収蔵資料を検索するためのシステムを構築し、開館と同時に供用できるよう整備する。また、公文書館事業を周知啓発するため、展示企画の検討を行う。	令和3年度 旧貝森小学校校舎改修工事竣工、収蔵資料検索システム構築 令和4年度 開館	▶	②		歴史資料として重要な公文書を適切に保存し、市民の利用に供するため、旧貝森小学校校舎を改修して公文書館を整備し、所蔵資料の検索システムの構築や展示企画により利用促進を図る。	-	総務局 文書法制課
				▶	⑤	「知りたいに答える情報提供の充実	交通局ウェブサイトやX(旧Twitter)、広報紙等の活用により、交通局の経営状況や経営改善に向けた取り組み等について情報発信するほか、市バス・地下鉄の運行情報を適時に分かりやすく提供する。	X(旧Twitter)のフォロワー数を前年度実績より増加させる。	交通局 経営企画課
<b>新規</b>									
(2) 政策の企画、立案等における市民の意見の提出の機会の確保									
①	定禅寺通活性化推進事業	定禅寺通において、道路空間の再構成やエリアマネジメントの導入なども視野に入れた魅力ある空間を創出し、それをきっかけとして街中の人の回遊性を高め、本市がより一層多くの人々を魅了する活力ある都市となることを目指す。「定禅寺通活性化検討会」(地元関係者を中心に構成)において、具体的な取り組みの検討を進める。	-	▶		他の掲載事業に統合	他の掲載事業に統合	他の掲載事業に統合	都市整備局 都心まちづくり課 建設局 道路計画課 公園管理課

個別事業 新旧対照表

時点修正前				時点修正後				
事業番号	事業名	事業内容	プランにおける目標等	事業番号	事業名	事業内容	プランにおける目標等	担当課
②	市役所本庁舎建替事業	市役所本庁舎の建替に伴い、市民広場との一体的利活用に向け、新庁舎低層部の事業可能性調査を実施するとともに、新本庁舎低層部検討の進捗に合わせ、公開型のシンポジウムを開催するほか、本体設計・施工の進捗に合わせ、市民向け説明会を開催する。	-	▶	①	市役所本庁舎の建替に伴い、市民広場との一体的利活用に向け、地域関係者等を含む協議組織の立ち上げを検討するとともに、新本庁舎低層部検討の進捗に合わせ、公開型のシンポジウムを開催する。	-	財政局 本庁舎整備室
③	市政モニターによる意見募集	市政に関する市民の意見を収集するため、公募による市民を市政モニターとして委嘱し、アンケート調査に回答いただき、施策の企画や行政運営上の基礎資料として活用する。	モニター公募の周知手段を工夫し、幅広い属性の市民を毎年度200人委嘱する。	▶	③		モニター公募の周知手段を工夫し、幅広い属性の市民を毎年度400人委嘱する。	市民局 広聴課
⑥	障害者への適切な情報提供および障害者からの意見聴取の推進	①「ココロン・カフェ」「ココロン・スクール」の実施 障害の有無に関わらず暮らしやすい共生社会を目指して、障害のある人もない人も暮らしやすいまちづくりを考えるワークショップ「ココロン・カフェ」では、障害者も含めた幅広い市民に参加を募り、学生向けワークショップ「ココロン・スクール」では、中高生を対象として、グループワーク等の形式で意見交換を行う。	ココロン・スクールを毎年度6回実施する。	▶	⑤	①「ココロン・カフェ」の実施 障害のある方もない方も一緒に話し合うワークショップ「ココロン・カフェ」を開催し、市民と意見交換を行うことで、障害の有無に関わらず暮らしやすい共生社会を目指していく。	-	健康福祉局 障害企画課
	障害者への適切な情報提供および障害者からの意見聴取の推進	②「仙台市職員対応要領」の周知・浸透による適切な情報提供・意見聴取の推進 「仙台市職員対応要領」について、研修や庁内広報を通じた周知・浸透を図ることで、手話通訳・要約筆記・点字資料などの障害特性に合わせた適切な情報提供および関係団体など障害者からの意見聴取を推進していく。	毎年度、新規採用職員研修、管理職向け研修、窓口等職員向け研修を実施する。	▶			毎年度、庁内職員向け研修を1回以上実施する。	健康福祉局 障害企画課
⑦	音楽ホール整備検討における市民との対話	楽都としての魅力をさらに高める中核施設としてふさわしい音楽ホールの整備に向け、検討を進める。また、音楽ホールを身近に感じてもらうため、市民向けシンポジウム等を開催し、整備に向けた機運醸成を行う。	-	▶	⑥	青葉山エリア複合施設整備における市民との対話	音楽ホールと中心部震災メモリアル拠点の複合施設の整備に向け、検討を進める。また、市民向けシンポジウム等を開催し、機運醸成と理解促進を図る。	文化観光局 青葉山エリア複合施設整備室 まちづくり政策局 防災環境都市推進室
⑧	青葉山公園整備事業（仮称）公園センターの利活用に関するワークショップの実施	公園センター地区の利活用について、青葉山地区をフィールドに活動する団体等にご協力いただきながら、何度も訪れたい場所にするためのプランづくりを目的に、ワークショップを開催する。	市民参加のワークショップを、年3回以上開催する。	▶	⑦	青葉山公園整備事業 仙臺緑彩館の利活用に関するワークショップの実施	追廻地区の利活用について、青葉山地区をフィールドに活動する団体等にご協力いただきながら、何度も訪れたい場所にするためのプランづくりを目的に、ワークショップを開催する。	建設局 公園管理課

個別事業 新旧対照表

時点修正前				時点修正後					
事業番号	事業名	事業内容	プランにおける目標等	事業番号	事業名	事業内容	プランにおける目標等	担当課	
(3) 政策または事業の方針、内容、評価等についての市民の意見の集約の機会の確保									
②	市民まちづくりフォーラム	現在取り組んでいる施策について市民参画による評価・点検を行うため、重点的な取り組みの中からテーマを設定し、今後の施策に向けた意見・提案をいただく。	-			事業終了 (実施期間満了)	事業終了 (実施期間満了)	事業終了 (実施期間満了)	まちづくり政策局 政策企画課
③	市政モニターによる意見募集【再掲】	市政に関する市民の意見を収集するため、公募による市民を市政モニターとして委嘱し、アンケート調査に回答いただき、施策の企画や行政運営上の基礎資料として活用する。	モニター公募の周知手段を工夫し、幅広い属性の市民を毎年度200人委嘱する。		②			モニター公募の周知手段を工夫し、幅広い属性の市民を毎年度400人委嘱する。	市民局 広聴課
⑥	障害者への適切な情報提供および障害者からの意見聴取の推進【再掲】	①「ココロン・カフェ」、「ココロン・スクール」の実施 障害の有無に関わらず暮らしやすい共生社会を目指して、障害のある人もない人も暮らしやすいまちづくりを考えるワークショップ「ココロン・カフェ」では、障害者も含めた幅広い市民に参加を募り、学生向けワークショップ「ココロン・スクール」では、中高生を対象として、グループワーク等の形式で意見交換を行う。	ココロン・スクールを毎年度6回実施する。		⑤		①「ココロン・カフェ」の実施 障害のある方もない方も一緒に話し合うワークショップ「ココロン・カフェ」を開催し、市民と意見交換を行うことで、障害の有無に関わらず暮らしやすい共生社会を目指していく。	二	健康福祉局 障害企画課
	障害者への適切な情報提供および障害者からの意見聴取の推進【再掲】	②「仙台市職員対応要領」の周知・浸透による適切な情報提供・意見聴取の推進 「仙台市職員対応要領」について、研修や庁内広報を通じた周知・浸透を図ることで、手話通訳・要約筆記・点字資料などの障害特性に合わせた適切な情報提供および関係団体など障害者からの意見聴取を推進していく。	毎年度、新規採用職員研修、管理職向け研修、窓口等職員向け研修を実施する。					毎年度、庁内職員向け研修を1回以上実施する。	健康福祉局 障害企画課
(4) 附属機関等の委員の選任における人材の多様化と公募の実施									
③	附属機関等における女性委員の登用率の向上	市政に重要な役割を果たす審議会等の委員に女性を積極的に登用し、政策形成、意思決定の場における女性の参画を促進する。	すべての附属機関等に女性委員が就任している状態にする。また、令和5年度末までに、女性委員の割合を40%以上とし、さらに向上を図る。		③			すべての附属機関等に女性委員が就任している状態にする。また、令和7年度末までに、女性委員の割合を40%以上とする。	市民局 男女共同参画課

個別事業 新旧対照表

時点修正前				時点修正後						
事業番号	事業名	事業内容	プランにおける目標等	事業番号	事業名	事業内容	プランにおける目標等	担当課		
<b>3 多様な主体による活動の促進に関する事項</b>										
<b>(1) 次の世代のまちづくりの担い手となる若者の育成</b>										
①	若者が活躍するまちづくり事業	①若者版・市民協働事業提案制度【再掲】 若者にとって身近なまちづくりについて、若者団体から事業提案を募集し、市と協働で取り組むことにより、若者のアイデアを市の施策に取り入れ若者の発想を生かしたまちづくりを推進する。	毎年度3件の協働事業を実施する。	▶	①	①仙台まちづくり若者ラボ 若者が「自分ごと」として参加する実践的プログラムを実施し、若者のアイデアを地域の課題解決や活性化に生かすとともに、主体的に動く若者や将来のまちづくりの担い手の発掘・育成を目指す。	参加者数を毎年度30人以上とする。	市民局 市民協働推進課		
	若者が活躍するまちづくり事業	②仙台まちづくり若者ラボ 若者が「自分ごと」として参加する実践的プログラムを実施し、若者のアイデアを地域の課題解決や活性化に生かすとともに、主体的に動く若者や将来のまちづくりの担い手の発掘・育成を目指す。	参加者数を毎年度30人以上とする。			▶	②ユースチャレンジ！コラボプロジェクト(若者版・市民協働事業提案制度)【再掲】 若者にとって身近なまちづくりについて、若者団体から事業提案を募集し、市と協働で取り組むことにより、若者のアイデアを市の施策に取り入れ若者の発想を生かしたまちづくりを推進する。	毎年度3件の協働事業を実施する。	市民局 市民協働推進課	
	若者が活躍するまちづくり事業	③仙台若者アワード 若者団体の社会貢献活動を表彰するとともに、若者と企業などの多様な主体との連携によるSDGs達成への取り組みを促すなど、若者の社会参加の促進を図る。	-			▶	①	③仙台若者SDGsアワード 企業、若者の育成事業等を行う団体および仙台区で構成する実行委員会において、若者団体の社会貢献活動を表彰するとともに、若者と企業などの多様な主体との連携によるSDGs達成への取り組みを促すなど、若者の社会参加の促進を図る。		市民局 市民協働推進課
	③	学生の参加による地域づくり推進事業	大学や専門学校が多く立地する青葉区において、より多くの地域と学生を結び付け、学生の地域コミュニティ活動への参加を促進することにより、地域コミュニティの活性化につなげる。 また、大学や専門学校への働きかけを継続し、様々な機会を捉えて若者や関係団体との接点を多く持つことにより、地域のニーズに応じたマッチングを行えるようネットワークを拡げる。			青葉区における学生団体と地域活動の延べマッチング数を、令和5年度までに5件とする。	▶	③	学生の参加による地域づくり推進事業【あおば学×まちネット】	令和7年度までに、青葉区における学生団体と地域活動のマッチング数を、令和3年度からの累計で25件とする。
④	みやぎの・まちづくり若手人材育成支援事業	宮城野区において、地域を担う次世代の育成を図るため、若い世代を対象に、実際にまちづくり活動を行っている団体によるセミナーやワークショップを開催し、まちづくりの知識やノウハウの蓄積を図るとともに、地域の若手同士の交流の機会を創出し、ネットワークづくりを促進する。	みやぎの・まちづくり若手人材育成セミナー受講生が取り組む地域活動を令和5年度までに2件実施する。	▶	④		令和7年度までに、みやぎの・まちづくり若手人材育成支援事業の参加者が携わるまちづくり活動を、令和3年度からの累計で4件実施する。	宮城野区 まちづくり推進課		

個別事業 新旧対照表

時点修正前				時点修正後				
事業番号	事業名	事業内容	プランにおける目標等	事業番号	事業名	事業内容	プランにおける目標等	担当課
⑤	わかばやし地学連携推進事業	東北学院大学の <del>新キャンパス開設(令和5年4月)</del> に向けて、 <del>大学と地域間の意見交換を進めることにより、区を含めた三者の協働関係構築を図る。</del>	令和5年度までに、 <del>大学と若林区の連携事業を4件、若林区における学生と地域が協働で取り組む地域活動を2件実施する。</del>	▶	⑤	<del>地域の課題解決や活性化の推進および将来のまちづくりの担い手の育成を目的として東北学院大学と若林区が結んだ連携協力協定により、地域と連携・協働した取り組みを区内で推進する。</del>	令和7年度までに、 <del>大学と若林区の連携事業を令和3年度からの累計で6件、若林区における学生と地域が協働で取り組む地域活動を令和3年度からの累計で10件実施する。</del>	若林区 まちづくり推進課
⑥	たいはく若者まちづくりフォーラム事業	次世代のまちづくりの担い手となる人材の育成を図り、 <del>地域のまちづくり活動を推進するため、地域と大学研究室とのマッチングによる活動支援や、東北工業大学と共同で学生を対象にまちづくりをテーマとした講座を実施する。</del>	マッチングした地域と大学の支援および東北工業大学との共同講座を毎年度実施する。	▶	⑥	若い世代のまちづくり活動への関心と地域のまちづくり活動への参加促進を高めるため、 <del>地域と大学のマッチングおよびその活動支援と大学との共同講座を開催する。</del>	マッチングした地域と大学の支援および大学との共同講座を毎年度実施する。	太白区 まちづくり推進課
⑦	大学連携地域づくり事業	②泉6大学まちづくりフェスティバルの開催 いずみ絆プロジェクトに取り組む団体等による活動発表などを行い、事業の成果を広く市民に周知する。	6大学の発表の場として毎年1回以上開催する。	▶	⑦	②活動発表会の開催等 いずみ絆プロジェクトに取り組む団体等による活動発表などを行い、事業の成果を広く市民に周知する。		泉区 地域力推進担当
	大学連携地域づくり事業	③大学間の交流促進事業 地域づくり活動を行う学生団体同士の交流事業を実施することにより、団体間のネットワークを広げ、互いの活動を高めあう関係づくりを促進する。	団体間の交流促進事業における交流会を年3回以上開催する。	▶			団体間の交流促進事業における交流会を年5回以上開催する。	泉区 地域力推進担当
(2) 町内会等の地縁団体その他地域で活動する団体による地域を活性化する活動の促進								
②	町内会等住民自治組織・体力強化	②地域コミュニティ体力強化事業 町内会加入や活動への参加を促進するため、 <del>加入率の低いマンション等居住者や、活動の担い手として期待される定年退職者をはじめ、幅広い市民を対象として町内会活動に関する啓発を行うとともに、町内会の担い手の発掘・育成と円滑な組織運営を支援するため、町内会役員等に対する講座などを開催する。</del>	-	▶	②	②地域コミュニティ体力強化事業 町内会加入や活動への参加を促進するため、 <del>マンション等居住者や活動の担い手として期待される定年退職者をはじめ、幅広い市民を対象として町内会活動に関する啓発を行うとともに、町内会の担い手の発掘・育成と円滑な組織運営を支援するため、町内会役員等に対する講座などを開催する。</del>		市民局 地域政策課
③	町内会相談窓口機能強化	地域コミュニティの中核を担う町内会を対象に、 <del>テーマ別に専門家等による相談会やフォローアップを実施するとともに、お問い合わせが多い質問をまとめたFAQ(質問・回答集)を作成し、活動の支援を図る。</del>	-	▶	③	事業終了 (他の事業へ統合)	事業終了 (他の事業へ統合)	市民局 地域政策課

個別事業 新旧対照表

時点修正前				時点修正後					
事業番号	事業名	事業内容	プランにおける目標等		事業番号	事業名	事業内容	プランにおける目標等	担当課
⑧	老人クラブ活動への支援	助成金の交付や研修等を通して、老人クラブ活動等の一層の活性化を図り、高齢者の生きがいや健康づくりを推進するとともに、地域での支えあい活動の充実を図る。	毎年度各区で研修を実施することにより、地域社会福祉活動を行う老人クラブ数の割合を令和7年度までに50%以上に増加させる。	▶	⑦			毎年度各区で研修を実施することにより、地域社会福祉活動を行う老人クラブ数の割合を令和7年度までに90%以上に増加させる。	健康福祉局 高齢企画課
⑩	子どもの居場所づくり支援事業	食事の提供や学習支援などを通じて、子どもが安心して過ごせる居場所を提供する「子ども食堂」の運営団体に対して、開設・運営費の助成を行うとともに、ネットワーク会議の開催により運営ノウハウの共有などの支援を行う。	-	▶	⑨		食事の提供や学習支援などを通じて、子どもが安心して過ごせる居場所を提供する「子ども食堂」の運営団体に対して、運営費の助成を行うとともに、ネットワーク会議の開催により運営ノウハウの共有などの支援を行う。	-	こども若者局 こども支援給付課
<b>新規</b>				▶	⑪	プレーパーク等運営支援	プレーパーク活動等を行う団体に対し活動費の助成等を行い、子どもの創造性や自主性を尊重する遊び場の地域への展開を図る。	補助団体数を毎年度3団体以上とする。	こども若者局 子育て応都市推進課
⑬	区民協働まちづくり事業	各区において、区民との協働により、区民まつりなど地域の活性化や課題解決などにつながるさまざまな事業を企画・実施するとともに、市民団体が行うまちづくり活動に対して助成を行う。  ～各区の主な企画事業～ (青葉区) ・仙台の昔を伝える紙芝居作り・上演事業 ・大倉ダム魅力発信事業 (宮城野区) ・宮城野盆踊り普及事業 ・すずむしの里づくり事業 (若林区) ・若林わくドキまち歩き ・合唄のつどい (太白区) ・ティスカバーたいはく ・秋保ミュージアム環境整備支援事業 (泉区) ・泉ヶ岳悠・遊フェスティバル ・七北田川クリーン運動	-	▶	⑬		各区において、区民との協働により、区民まつりなど地域の活性化や課題解決などにつながるさまざまな事業を企画・実施するとともに、市民団体が行うまちづくり活動に対して助成を行う。  ～各区の主な企画事業～ (青葉区) ・仙台の昔を伝える紙芝居作り・上演事業 ・大倉ダム魅力発信事業 (宮城野区) ・宮城野盆踊り普及事業 ・すずむしの里づくり事業 (若林区) ・若林区民ふるさとまつり ・若林わくドキまち歩き (太白区) ・たいはくつこくらぶ ・秋保ミュージアム環境整備支援事業 (泉区) ・泉ヶ岳悠・遊フェスティバル ・七北田川クリーン運動		各区・宮城総合支所・秋保総合支所 まちづくり推進課



個別事業 新旧対照表

時点修正前				時点修正後				
事業番号	事業名	事業内容	プランにおける目標等	事業番号	事業名	事業内容	プランにおける目標等	担当課
⑱	地域づくりパートナーシップ推進	地域によって異なる課題にきめ細かく対応するため、地域団体やNPO、事業者等の多様な主体が持つ力を、地域の課題解決やにぎわいづくりなどに生かす仕組みづくりを行う。 (青葉区) ・マンション等コミュニティ強化 (宮城総合支所) ・宮城地区西部活性化 ・先端技術を活用した宮城地区の地域課題解決 (宮城野区) ・みやぎの地域づくり支援 ・海浜エリア活性化 (若林区) ・若林まちみがき推進 ・海浜エリア活性化 (太白区) ・「小さくても未来へつなげる連携」促進 ・生田地区活性化支援 (秋保総合支所) ・秋保体験観光創出支援 ・秋保地区交流人口拡大事業 (泉区) ・泉区西部活性化 ・泉中央地区活性化	-	⑱		地域によって異なる課題にきめ細かく対応するため、地域団体やNPO、事業者等の多様な主体が持つ力を、地域の課題解決やにぎわいづくりなどに生かす仕組みづくりを行う。 (青葉区) ・出前まちづくりサポートセンター運営 ・マンションコミュニティ強化 ・Fun, Fan, Find青葉 (宮城総合支所) ・宮城地区西部活性化 ・先端技術等を活用した宮城地区の地域課題解決 ・大倉小学校跡施設利活用 ・宮城総合支所庁舎等建替 (宮城野区) ・みやぎの地域づくり支援 ・海浜エリア活性化 (若林区) ・若林まちみがき推進 ・海浜エリア活性化 (太白区) ・長町・歩いて楽しい街並み形成促進 ・地域おこし協力隊を活用した地域活性化支援 ・生田地区活性化 ・太白区における地域力支援 ・「太白区」食「Ideぐるっとまち巡り」魅力発信 ・太白遊びの担い手育成 (秋保総合支所) ・秋保地区活性化 ・秋保地区交流人口拡大推進 (泉区) ・泉区役所建替 ・泉中央地区活性化 ・泉区西部活性化 ・協働による郊外居住地課題対応	-	各区・秋保総合支所 まちづくり推進課 各区 地域力推進担当 宮城総合支所 総務課 宮城野区 海浜エリア活性化担当 若林区 海浜エリア活性化企画室 太白区 長町地域活性化推進室 泉区 泉中央地区活性化推進室 教育局 学校規模適正化推進室 市民局 地域政策課
㉔	婦人防火クラブ活動支援事業	婦人防火クラブ員に対して、火災予防に関する知識や災害への備えを学ぶ研修を実施するなど、意識高揚に向けた取り組みと活動しやすい環境づくりを推進する。	婦人防火クラブ訓練・研修などの参加人数を毎年度9,000人以上とする。	㉔	女性防火クラブ活動支援事業	女性防火クラブ員に対して、火災予防に関する知識や災害への備えを学ぶ研修を実施するなど、意識高揚に向けた取り組みと活動しやすい環境づくりを推進する。	女性防火クラブ訓練・研修などの参加人数を毎年度5,000人以上とする。	消防局 予防課

個別事業 新旧対照表

時点修正前				時点修正後					
事業番号	事業名	事業内容	プランにおける目標等	事業番号	事業名	事業内容	プランにおける目標等	担当課	
②	学校・地域・家庭の協働による学びの環境づくり推進	①コミュニティ・スクール推進事業 学校と家庭、地域が力を合わせて学校の運営に取り組み、子どもたちを取り囲むように豊かな学びの環境を構築するため、学校支援地域本部と連携しながら、コミュニティ・スクールの導入を推進し、令和5年4月までにすべての市立学校・園での導入を目指す。 コミュニティ・スクールの理解促進と周知を図るため、市立学校・園に対する研修会を開催するとともに、学校・保護者・地域の要請に基づき説明会を開催する。また、学校に対する説明や、広く市民に周知や広報を行うため、リーフレットなどを作成する。	令和5年度までに、コミュニティ・スクールを導入し、年3回以上学校運営協議会を開催した学校を190校とする。	▶	②	①コミュニティ・スクール推進事業 学校支援地域本部と連携・協働しながら、学校と家庭、地域が力を合わせて学校の運営に取り組み、コミュニティ・スクールとして子どもたちを取り囲むように豊かな学びの環境を構築する。 コミュニティ・スクールの理解促進と周知を図るため、市立学校・園に対する研修会を開催するとともに、広く市民に周知や広報活動に取り組む。	コミュニティ・スクールの理解促進と周知を図るために研修会を、年3回実施する。 また、各校のニーズに応じた指導・助言等の伴走支援を行うため、CSアドバイザーをすべての学校に、年1回以上派遣する。	教育局 学びの連携推進室	
	学校・地域・家庭の協働による学びの環境づくり推進	②学校支援地域本部事業 市民が学校を支援する活動を通して、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育成する体制を構築することにより、子どもたちに豊かな体験活動の機会を提供する。	令和5年度までに学校支援ボランティアの延べ人数を120,000人とする。			▶	②	令和7年度までに学校支援ボランティアの延べ人数を120,000人とする。	教育局 学びの連携推進室
	学校・地域・家庭の協働による学びの環境づくり推進	③地域学校協働活動推進事業 統括的な地域学校協働活動推進員を5人程度委嘱し、地域学校協働活動の方向性の検討や、学校と地域向けの研修を実施するとともに、学校教育や社会教育における各研修を周知し参加を促すことにより、地域学校協働活動への理解を推進する。 また、コミュニティ・スクールの実施校区から仙台版地域学校協働活動パイロット地区を選定し、地域学校協働活動推進員がコミュニティ・スクール運営協議会に参加する仕組みづくりを行う。	令和5年度までに、統括的な地域学校協働活動推進員を5人配置する。また、地域学校協働活動に係る研修への参加人数を150人とする。			▶	②	③地域学校協働活動推進事業 統括的な地域学校協働活動推進員の意見等も踏まえて、令和3年度および令和4年度に実施したパイロット事業の活動事例を取りまとめたリーフレット等を活用し、学校や地域向け研修の継続的な実施により、地域学校協働活動のさらなる理解・浸透を図る。 また、地域学校協働活動モデル地区を選定し、地域学校協働活動推進員が学校運営協議会に参加して仙台版コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する仕組みづくりを行う。	令和7年度までに、地域学校協働活動モデル地区(旧パイロット地区を含む)を令和3年度からの累計で20校区選定し、地域学校協働活動推進員を令和3年度からの累計で20名程度配置する。
(3) 地域社会の一員である事業者による社会貢献活動の促進									
②	地元企業等の環境活動の促進	①せんだいE-Action推進事業 市民・事業者等の協働により、省エネ・創エネ・蓄エネの3Eの普及啓発を行い、環境配慮行動の輪を広げ、脱炭素都市づくりにつなげる。	-	▶	②	①せんだいE-Action 市民・事業者等の協働により、省エネ・創エネ・蓄エネの3Eの普及啓発を行い、環境配慮行動の輪を広げ、脱炭素都市づくりにつなげる。		環境局 環境共生課	

個別事業 新旧対照表

時点修正前				時点修正後					
事業番号	事業名	事業内容	プランにおける目標等		事業番号	事業名	事業内容	プランにおける目標等	担当課
②	地元企業等の環境活動の促進	④仙台まち美化サポートプログラム 市民グループ、企業、学校等が道路や公園等の清掃活動を継続して行い、ごみの散乱のない快適なまちづくりを進める。	まち美化サポートプログラム登録団体数を300団体以上とする。	▶	②		④仙台まち美化サポートプログラム 市民グループ、企業、学校等が道路や公園等の清掃活動を継続して行い、ごみの散乱のない快適なまちづくりを進める。	仙台まち美化サポートプログラム登録団体数を300団体以上とする。	環境局 家庭ごみ減量課
④	協力事業所表示制度	①消防団協力事業所表示制度 従業員が2人以上消防団員であるなど、消防団活動に協力していると認められる事業所を協力事業所として認定し、企業の社会貢献を広く周知するとともに、消防団員がより活動しやすい環境づくりを促進する。	毎年度、新規の認定事業所を5事業所程度増加させる。	▶	④			毎年度、新規の認定事業所を6事業所程度増加させる。	消防局 総務課
(4) 多様な主体の交流の促進									
①	せんだい3.11メモリアル交流館における協力事業	地域団体、教育機関等による震災メモリアルや地域の魅力発信にかかる展示や催しに対し、せんだい3.11メモリアル交流館として場の提供や情報発信などの協力を通して、多様な主体の交流の促進を図る。	せんだい3.11メモリアル交流館の協力事業として、地域団体等による催し等を令和5年度に30件開催する。	▶	①			せんだい3.11メモリアル交流館の協力事業として、地域団体等による催し等を毎年度35件以上開催する。	まちづくり政策局 防災環境都市推進室
②	防災フォーラム等の実施	「仙台防災枠組」の採択都市としての役割を踏まえ、市民参加型の防災フォーラムの継続的な開催などを通じて、ステークホルダーの育成に努める。	来場者数を令和5年度に3,500人とする。	▶	②		「仙台防災枠組」の採択都市としての役割を踏まえ、市民参加型の防災フォーラムの継続的な開催などを通じて、ステークホルダーによる取り組みの発信や連携強化に努める。	来場者数を毎年度3,500人とする。	まちづくり政策局 防災環境都市推進室
				▶	⑤	子ども・子育て応援イベント「みんなで子育てフェスタ」	子ども・子育てを家庭を支える民間団体、企業等の取り組みや本市の施策を発信するほか、仕事と家庭の両立にかかる情報等を発信し、社会全体で子ども・子育てを応援する機運を醸成する。 また、子ども・子育てを家庭を支える多様な主体と子育て家庭の交流の促進を図る。	来場者数を毎年度4,000人以上とする。	こども若者局 子育て応援都市推進課
				▶	⑥		①市内の文化団体等が実施する文化芸術の振興・普及に資する公演・展示・上映会等の活動に対し助成を行う。		文化観光局 文化振興課
				▶					

新規

個別事業 新旧対照表

時点修正前				時点修正後					
事業番号	事業名	事業内容	プランにおける目標等		事業番号	事業名	事業内容	プランにおける目標等	担当課
⑤	文化活動団体への支援による交流促進	③季刊誌「まちりよく」に情報を掲載し広報支援を行う。	-	▶	⑥		③ウェブサイト「まちりよく」に情報を掲載し広報支援を行う。	文化活動団体に対し、毎年度130件程度広報支援を行う。	文化観光局 文化振興課
⑤	新規			▶	⑥		④地域の社会課題と向き合う文化芸術活動等に対し、助成を行う。	二	文化観光局 文化振興課
⑥	広瀬川創生・清流保全事業	広瀬川での市民活動団体のイベント情報などを集約し発信するとともに、活動団体同士の連携を促進する。また、事業負担金の交付や広瀬川魅力創生サポーターの認定を行う。	広瀬川魅力創生サポーター制度における「ゴールドサポーター」の認定数を令和5年度までに3件とする。	▶	⑦			令和7年度までに、広瀬川魅力創生サポーター認定制度における「広瀬川ゴールドサポーター」の認定数を令和3年度からの累計で6件とする。	建設局 百年の杜推進課
(5) 多様な主体の活動等に関する情報の収集および発信の促進									
①	「BOSAI未来プロジェクト」プロモーション事業	宮城教育大学や教育委員会、地域団体、NPO等、多様なステークホルダーの協力を得ながら、東日本大震災の経験や教訓のほか、 <u>復旧・復興に係る様々な活動の歩みを振り返るウェブサイトの立ち上げや、次世代の防災や伝承の担い手となる児童生徒向け事業等を通じたプロモーションを展開する。</u>	-	▶	①		宮城教育大学や教育委員会、地域団体、NPO等、多様なステークホルダーの協力を得ながら、東日本大震災の経験や教訓を継承するほか、 <u>出前授業や仙台防災枠組講座等を通じて、多様な防災・減災、伝承の担い手を育成する。</u>	出前授業や仙台防災枠組講座等を毎年度10件開催する。	まちづくり政策局 防災環境都市推進室
②	まちづくり活動事例集等の作成	本市における地域課題解決の取り組みを事例集等にまとめ、そのノウハウなど地域づくりに関する情報を他地域にも広く展開する。	-	▶		事業終了 (事業目的達成)	事業終了 (事業目的達成)	事業終了 (事業目的達成)	市民局 地域政策課